

## 第 4 9 号議案

### 亀岡市循環型社会推進条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 廃棄物処理施設技術管理者の資格のうち、学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学等に関する科目を修めて卒業した者として、当該科目等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えること。
  
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。